

会議開催のお知らせ

令和2年1月16日
福島県県民健康調査課

「県民健康調査」検討委員会設置要綱第5条の規定に基づき設置いたします第9回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会を下記のとおり開催しますので、傍聴を希望される方は次に定める手続きに従って傍聴してください。

1 日 時

令和2年1月30日（木）13時15分～15時15分

2 会 場

ザ・セレクトン福島 本館3階「吾妻Ⅰ」
福島市太田町13-73（JR福島駅西口徒歩約1分）

3 議 事

- （1）福島県県民健康調査に係る調査情報の学術研究目的のための第三者提供に関するガイドライン及び利用規約について
- （2）第三者へのデータ提供に対する調査対象者の拒否機会の保証に関する手続きについて
- （3）その他

4 傍聴手続

- （1）会議の傍聴を希望される方は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。
- （2）傍聴の受付は会議開催予定時刻の30分前から先着順に行います。所定の用紙に住所、氏名を記入し、事務局の指示に従って入室してください。
- （3）傍聴席に限りがあるため、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります（報道関係者を除く）。なお、傍聴する場合は、裏面『福島県「県民健康調査」検討委員会傍聴要領』に従っていただくことになります。

5 問合せ先

福島県保健福祉部県民健康調査課

（学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会事務局）電話：024-521-8219

福島県「県民健康調査」検討委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会場の広さの制約がございますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

ア 会議中は、静粛に傍聴すること。

イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。

ウ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

エ 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。

オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りではない。

キ その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記 2 のほか、傍聴される方は事務局の指示に従ってください。御不明な点は事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

4 その他

「県民健康調査」検討委員会の下に設置する部会においては、本要領 2-カの「座長」は、「部会長」と読み替えることとします。

別 紙

第9回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会の開催会場について

1 会 場

ザ・セレクトン福島 本館3階「吾妻Ⅰ」（福島市太田町13-73）

TEL：024（531）1111

2 交通手段

- ・JR福島駅西口より徒歩で約1分
- ・東北自動車道「福島西IC」「飯坂IC」より車で約15分

3 お 願 い

会場から約250m離れた位置に指定駐車場がございますが、台数に限りがございますので、なるべく公共交通機関で御来場くださいますよう御理解及び御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

（なお、駐車料金につきましては、6時間まで無料となっておりますので、お帰りの際に会場フロントへ駐車券をご提示願います。）

